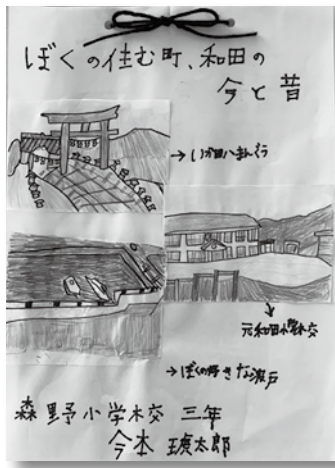


ふるさとの歴史や地域の変遷への興味・関心を高め、これからの社会の中で自信をもって活躍できる人に育ってほしいという願いのもと、「宮本常一『あるくみるきく』コンクール」を実施しました。対象は町内の小学生です。今年度は、宮本常一の写真に限らず、調査方法を拡大して実施しました。受賞された方は次の皆さんです。

◆教育長賞

「ぼくの住む町、和田の今と昔」

森野小学校3年 今本琥太郎さん



◆特選

「『あるくみるきく』

ふるさとと安下庄調べ」

安下庄小学校3・4年の皆さん

「周防大島特産ミカン栽培について学ぼう」  
久賀小学校3年の皆さん

久賀小学校3年の皆さん

「平野の軍人墓について」

森野小学校3年 田原結人さん

「宮本常一先生の写真を調べてみよう」

「おつみの坂道」

森野小学校4年 内田鈴音さん

◆入選

「宮本常一先生の写真を調べてみよう」

森野小学校3年の応募された皆さん

「宮本常一先生の写真を調べてみよう」

森野小学校4年の応募された皆さん

「地域の移り変わりに気づく」

大島中学校1年の応募された皆さん

受賞作品は、宮本常一記念館において、1月22日(土)から2月6日(日)まで展示いたします。

子どもたちが先人の偉業から学び、これからも大きく成長していくことを願っています。

■問い合わせ

学校教育課 ☎(78) 2204

## 浄化槽を設置されている皆さまへ

設置された浄化槽は、定期的に保守点検や清掃をしないと、適正な処理ができなくなり悪臭の原因となります。浄化槽設置者には浄化槽法に基づき、定期的保守点検と清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。

### 保守点検・清掃について

保守点検とは、常に浄化槽を正常な状態に保つための定期検査のことで、浄化槽の点検、修理や消毒薬の補充を行います。また、清掃は浄化槽に溜まった汚泥等の引き抜きを行います。保守点検は山口県の登録を受けた保守点検業者に、清掃は周防大島町の許可を受けた業者に委託をしてください。

### 法定検査について

法定検査とは、登録業者による保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽が十分な機能を発揮しているかを指定検査機関（一般社団法人山口県浄化槽協会）が確認する大変重要な検査で、設置者には法定検査を受ける義務があります。法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月から8カ月の間に受ける設置後の水質検査（7条検査）と、その翌年から毎

年1回受ける定期検査（11条検査）の2種類があります。

検査はいずれも有料で、料金は次のとおりです。検査機関から検査の案内が届きましたら、忘れずに料金を納付し検査を受けてください。

#### 法定検査料金（5、7、10人槽の場合）

- ・ 7条検査 9500円
- ・ 11条検査 5500円
- （単独処理浄化槽は、4200円）

#### ■問い合わせ

- ・ 柳井健康福祉センター ☎ 0820 (22) 3631
- ・ 町下水道課 下水道班 ☎ 0820 (79) 1014
- ・ 山口県浄化槽協会柳井支部 ☎ 0820 (22) 4665